

第 5 9 号議案

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

桶川市手数料条例（平成 1 2 年桶川市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

(2) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
項	手数料を徴収する事務	金額	項	手数料を徴収する事務	金額
略			略		
51	<u>長期優良住宅</u> <u>建築等計画</u> の認定の申請に対する審査	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。イ並びに第52項ア及びイにおいて同じ。)の交付を受けたもので、ウ以外のもの (ア) 一戸建ての住宅 a 新築の場合 8,000円 b 増築又は改築の場合 13,000円 (イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。イ並びに第52項ア及びイにおいて同じ。)で床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。イにおいて同じ。)が500平方メートル以内のもの a 新築の場合	51	<u>長期優良住宅</u> <u>建築等計画等</u> の認定の申請に対する審査	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。イ並びに第52項ア及びイにおいて同じ。)の交付を受けたもので、ウ以外のもの (ア) 一戸建ての住宅 a 新築の場合 8,000円 b 増築又は改築の場合 13,000円 c 建築を伴わない場合 13,000円 (イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。イ並びに第52項ア及びイにおいて同じ。)で床面積の合計(申請に係る住戸を含む1の建築物の床面積の合計をいう。イにおいて同じ。)が500平方メートル以内

		<p>17,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 25,000円</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の交付を受けていないもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合 57,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 85,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合 127,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 194,000円</p>			<p>のもの</p> <p>a 新築の場合 17,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 25,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 25,000円</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の交付を受けていないもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合 57,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 85,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 85,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合 127,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 194,000円</p> <p>c 建築を伴わない場合 194,000円</p>
		ウ 略			ウ 略
52	長期優良住宅建築等計画 の変更の認定の申請に対する審査	<p>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の交付を受けたもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合 4,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 6,500円</p> <p>(イ) 共同住宅等で床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。イにおいて同じ。)が500平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合 8,500円</p> <p>b 増築又は改築の場合</p>	52	長期優良住宅建築等計画等 の変更の認定の申請に対する審査	<p>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の交付を受けたもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合 4,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 6,500円</p> <p>c 建築を伴わない場合 6,500円</p> <p>(イ) 共同住宅等で床面積の合計(申請に係る住戸を含む1の建築物の変更後の床面積の合計をいう。イにおいて同じ。)が500平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合</p>

		12,500円			8,500円
		イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の交付を受けていないもので、ウ以外のもの (ア) 一戸建ての住宅 a 新築の場合 28,500円 b 増築又は改築の場合 42,500円 (イ) 共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以内のもの a 新築の場合 63,500円 b 増築又は改築の場合 97,000円			b 増築又は改築の場合 12,500円 c 建築を伴わない場合 12,500円
		ウ 略			イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の交付を受けていないもので、ウ以外のもの (ア) 一戸建ての住宅 a 新築の場合 28,500円 b 増築又は改築の場合 42,500円 c 建築を伴わない場合 42,500円 (イ) 共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以内のもの a 新築の場合 63,500円 b 増築又は改築の場合 97,000円 c 建築を伴わない場合 97,000円
略			略		ウ 略
54	長期優良住宅 建築等計画 に係る地位承継の承認の申請に対する審査	1件につき 2,200円	54	長期優良住宅 建築等計画等 に係る地位承継の承認の申請に対する審査	1件につき 2,200円

附 則

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の桶川市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年8月30日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。